

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名	サード・アイ合同会社
-----------	------------

②評価調査者研修修了番号	S15001
	SK15002
	S24515

③施設名等	
名称：	札幌南藻園
施設長氏名：	大場信一
定員：	48名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	札幌市
T E L：	011-561-0668
U R L：公表OK？	http://www.kousaikai.or.jp/nansouen/

【施設の概要】	
開設年月日	1953/2/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	公益財団法人鉄道弘済会
職員数 常勤職員：	28名
職員数 非常勤職員：	12名
専門職員の名称（ア）	臨床心理士
上記専門職員の人数：	3名
専門職員の名称（イ）	社会福祉士
上記専門職員の人数：	3名
施設設備の概要（ア）居室数：	本園（12室）分園（6室）
施設設備の概要（イ）設備等：	本園：事務室、カウンセリングルーム、ふれあい室、食堂、厨房、食品庫、倉庫、男子便所、女子便所、男子浴室、女子浴室、物品庫、洗濯室、ボイラー室、職員休憩室、ロッカー室、娯楽室、幼児食堂、宿直室、体育館
施設設備の概要（ウ）：	分園：キッチン、リビング、ダイニング、和室、洗濯室、浴室、シャワー室、トイレ、納戸、職員室
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人格を尊重するとともに「子どもの最善の利益」を確保し、「不適切な関わり」を排除して子どもの権利擁護に務める。 ・子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた発達の保障のため、信頼関係を築き、保護者とも協力し、計画的で一貫性のある養護を図る。 ・子どもが健全・安全で情緒豊かな生活環境のもとに、生活に必要な技術や知識を習得し、人に対する愛情と信頼感を育み、自主性・協調性を養い、健全な心身の発達を援助する。 ・子どもの「家庭復帰」と「自立」を目標として、最適な処遇と家庭環境の調整に務める。
----------	--

⑤施設の特徴的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会活動への積極的な参加（清掃・美化・交通安全・スポーツ活動等） ・奨学金制度の創設
------------	---

⑥第三者評価の受審状況	
評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017・11・15
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018・3・18
受審回数	2回
前回の受審時期	平成25年度

(7)総評	別紙による
-------	-------

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント	<p>今回で3回目の受審となりますが、定められている評価細目や判断基準、着眼点等に基づいて職員全員が日ごろの支援サービスや体制を振り返り、改めて施設としての強みや課題を確認することができました。</p> <p>また、評価調査者の方々からは、懇切丁寧に聞き取りをしていただき、改善点と課題を明確に指摘していただくと同時に、色々な角度から改善に向けた提言も聞かせてもらうことができました。</p> <p>現在、当園においては、施設の小規模化・地域分散化に向けた取り組みの真っ只中にあり、今後、評価された項目については、更に良いものとし、不十分な項目については、具体的に改善していく中で、児童、保護者に向けた支援サービスの向上に一層努めていきたいと考えています。</p>
---------------------	--

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結 果
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
法人グループの基本理念は、来園者の目につく玄関入り口に、掲げられている。園の理念は、パンフレットには養護理念として記載されている。園として基本方針は、社会を取り巻く情勢において変化するものであると捉えている。職員会議等で、該当期の方向性を基本方針として周知している。保護者等への周知に関しては、個別の対応となっている。理念と基本方針の周知により、養護・支援のあり方が理解されれば、園に子どもをゆだねる安心感にもつながる。尚、基本方針は理念を具現化するための道筋である。このため年度で変化するものではない。園としての理念と基本方針を明確にすることが望まれる。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結 果
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
法人グループの一員として、予算配分の交渉には、園の事業である児童養護施設運営に影響する新・社会的養護ビジョンによる政策動向、地域の状況等の情報は必須であり、把握と分析に努めている。経営状況については、毎年3月中に本部の理事役員が職員に説明している。数年に渡り小規模化を進めている途上において、社会の変化に対応した施設経営を実現するためには、情報分析は法人からの予算を確保する重要な要素となっている。本園のコスト分析等は不十分との認識はあるが、分園においては、子どもが退園後に生活費がイメージできるように水道光熱費を把握することから始めている。職員による本園・分園の施設コストの把握・分析にもつながっている。		
【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
家庭的養護推進計画により、2017年に分園型小規模グループケアを1棟、本園に隣接して新築した。新・社会的養護ビジョンを踏まえて、本園内でのユニットケアと分園型小規模グループケアを同時に進めるように計画している。設備や人材確保と募集等を法人本部と一体的に収支と予算の運用がはかられている。法人グループとして、全国に福祉事業所と収益事業とを展開しており、単体施設の経営課題を独立した予算で賄うといった小回りが利かないが、施設としては安定した運用がなされている。決算期には、法人の事業説明会が開かれ、職員からは、子どもの養育・支援に関する業務上の要望や提案の発言があり、本部にて検討される。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結 果
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
法人の中期経営計画「KOUSAI挑む2017」に園の計画が組み込まれ、2017年度は中期経営計画の最終年度となっている。小規模グループケアにともなう人員確保や設備計画と共に、法人全体で取組む事業が掲載されている。奨学金制度にあるように園独自の事業も更なる充実策となるように計画に挙げられているが、中期経営計画の収支計画までは確認できない。法人の中期経営計画「KOUSAI挑む2017」とは別に、園の施設整備スケジュールにより、2017年から2023年までの分園化と、本体施設の改修の設計、工事入札から着工までの見通しを立てている。また、園の「家庭的養護推進計画イメージ図」として、2022年までの本体施設内での小規模グループケアと分園型小規模グループケアを見える化した図を2017年12月に作成している。今後は、これに伴う人材の具体的な配置と教育・研修となる中・長期的な計画にも期待したい。		
【コメント】	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
法人の中期経営計画「KOUSAI挑む2017」が最終年度であり、単年度事業である「2017年度事業計画」に、家庭的養護推進に向けた運営体制と施設整備の推進、これに合わせた計画的な人材確保と育成を謳っている。園に関係する事項としては、奨学金事業も福祉人材の養成と共に、卒園者の自立支援を目的として貸付と給付もあげている。これらの法人の「2017年度事業計画」の他に、「2017年度（平成29年度）業務遂行計画 札幌南藻園」が作成されている。具体的な数値目標はないが、養育・支援全般にわたり全職員が目指す実践の重要事項が記載されている。記載されている重要事項は、年度が変わっても普遍的な内容となっているので、人材育成等の具体的な記載も期待したい。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
法人の中期経営計画や単年度計画には、法人本部から理事役員が園に説明会へ訪れた際に、一般職員からも意見を聞いている。園の単年度計画は、業務遂行計画として策定されている。作成にあたっては、副園長のもと、計画の事業ごとにプロジェクトチームを結成して牽引、各計画の達成を目指している。プロジェクトチームの進捗状況等は、パソコンの共有フォルダに納められている。閲覧と確認はできるが、プロジェクトチーム以外の職員には計画に携わっている意識が希薄で、園全体としての事業計画の理解が十分とはいえない。職員個々が関心を持って参画できるように、実施状況の把握と計画の評価・見直しを全セクションで改めることを期待したい。		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
事業計画は、法人の中期経営計画「KOUSAI挑む2017」と「2017年度事業計画」、園の「2017年度（平成29年度）業務遂行計画 札幌南藻園」である。どれも職員向けなので子どもや保護者等に向けた内容の周知としては、「園便り」や口頭での説明となる。事業計画の説明を求める子どもや保護者等には説明しているが、計画の捉え方によっては誤解等を生むことを危惧し、事業計画の周知には積極的ではなかった。事業計画を子どもや保護者等に周知することは、園における養育・支援の理解を促すことでもある。子どもや保護者等にもわかりやすい簡易版を作成する等して、周知と理解を促すことが望ましい。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
年一回、全員参加で自己評価を行うと計画されているが、他業務が優先されて実施が難しかった。一方、「振り返りシート」を使用した職員面談で出された養育・支援に関する業務改善に向けての提案は、反映できるようにしている。第三者評価基準は運営指針と同様な支援が求められている。「振り返りシート」に記載された内容は評価基準の振り返りでもある。今後は第三者評価、自己評価ともに実施後には、見直し、改善に結びつく、仕組み作りとスケジュールの定着に期待したい。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
「振り返りシート」による職員面談と業務改善の実施はある。自己評価、第三者評価等における課題については、組織的に、計画的な改善への取組みとなることが望まれる。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
職員に配付されている管理規程に役割と責任が明文化されている。災害時の連絡体制においても確認することができる。園長は独自のリーダーシップで職員集団の舵を取っている。園長室を設けずに職員室の同じ席に座し、園長の言動をオープンなものしている。園としての方針や取組、施設長としての役割や責任が伝わりやすく、双方向のコミュニケーションとなるように努めている。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
園長は全国の講演会に出かけて講義することが多い。園長も研修を受講することがあり、終了後、復命書に自ら参加報告書載せている。このことで、職員に広く受講内容の周知を図っている。重要な法令通知等は、会議での説明の他、資料の回覧を行い、情報の共有を図っている。パソコンのフォルダには職員がいつでも閲覧できるように就業規則等も揃っている。法令遵守は法人のみならず職員個々の広くマナーを含めた倫理の問題でもある。子どもの最善の利益を目指す児童養護施設として、具体的な法令遵守の取組を期待したい。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
園長は、養育・支援の現場で悩む職員から直接相談を受ける場合が多い。相談した職員自らが気づきを得たことを良しとしたうえで、気づきを「ヒヤリ・ハット」に変換し、どのように対応したらよいかを職員自身で考えて行動できるようにアドバイスしている。職員からの個別の相談事でオープンにしてもよい場合は、月の職員会議や毎日の打合せにおいて事例提供して共有している。一方、オープンにしない事例もあるのは、養育・支援の質の向上と共に、子どもの権利擁護にも関わるので、全職員で共有すべき課題として率直に話し合うことが期待される。		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
園長は、経営改善に向けた法人の計画、今後の方向性を職員に伝達すると共に、「GOGOKAIZEN事業」における職員提案を推奨にしている。24時間稼働のボイラー機器を導入し、ボイラー資格者をケアワーカー職員も取得して安全確保と効率的な人員配置をしている。出産後も育児を行いながら働けるように職員の声を聴くことと、職員間の応援や協力を引き出し、働きやすい職場になるように努めている。今後も全職員と協働して、実効性の高い組織作りを期待したい。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
必要な福祉人材の確保には、法人をあげての採用計画がある。園に入職時は、法人の障害者支援施設で2年間の就労が条件になっている。園が育休・産休等で人員不足の場合は、早期に園での就労となるなど柔軟な対策をとっている。人材定着の面では、この障害者支援施設勤務時の職員の「児童養護施設で働きたかったというアイデンティティが揺らぐ」という申し出により、勤務途中で年2回の帰省制度を創設した。母体は公益財団法人で、全国に保育園等の福祉施設と収益事業も展開している。大規模であるがゆえに、園としての人事における裁量権はないので、具体的な人材に関する計画まではない。園としては、人材育成と定着のためにキャリアパスを進めているが、周知不足である。職員の定着と人材育成のためにも将来的ビジョンも含めた園としての計画と取組に期待される。		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
総合的な人事管理としては、法人の規定に沿って実施されている。課長職等の管理職への登用は、試験による昇進制度があり推奨されている。キャリアパスを意識した職員個々の「札幌南藻園個別研修計画票」や「自己申告書」による定期面談がある。しかし、「札幌南藻園個別研修計画票」の目的や周知が十分ではなく、面談も実施が徹底されていない。また、職種によっては常勤・非常勤の勤務形態があり、専門性が人事考課の評価までに至っていない場合がある。総合的な人事管理は、働きやすい職場づくりから職員個々のキャリアパスまでの幅広い取組が求められる。今後は、全職員の個別面談から取り組まれることが期待される。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
子どもに対応する職員のケアの質を維持向上させるために、法定以上の人員配置はしているが、より充実した支援やリフレッシュ休暇を全職員が取得できるような余裕まではない。しかし、職員の産休・育休は取れるようになってきている。また、メンタルヘルスは外部委託事業所に依頼、実施している。プライバシーは保護され当該職員には直接通知が届くため、個別に相談があれば配慮することができる。人事面接では「自己申告書」により、介護や育児等の家庭の都合等も聞き取ることにしている。働きやすい職場となるように体制整備に努めているが、セクションにより十分な休暇が取れないなどの声がある。また、記録ソフトを導入したことで作業の効率化となったが、パソコンは1階事務所にあるため2階からパソコンの空いている時間を見測らなくてはならない。今後はワーク・ライフ・バランスの働き方体制や設備の充実を期待したい。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
3年前の2015年度より、「札幌南藻園個別研修計画票」が年度毎に作成されている。表の横軸は、入職前の職員から新任・中堅・上級・基幹的職員、施設長まで勤務年数等により分類している。縦軸には、「学びの確認と自分に必要だと思う力」として、人材育成の基本から里親支援まで児童養護施設に必要な8項目を設けている。この個別研修計画票に、人事考課面接に使用している「自己申告書」と合わせた業務の目標・課題を設定している。「札幌南藻園個別研修計画票」に記載されているのは外部研修が主となっており、OJT（職場内研修）までの個別に職員が研鑽できる作りとはなっていない。また、この個別の研修計画書が十分に職員に周知されておらず、個々の職員の目標管理までには至っていない。伝達研修を望む意欲的な職員の声もあり、今後に期待したい。		

【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
「札幌南藻園個別研修計画票」により、新任、中堅、といった勤務年数に応じてキャリアパスにもなる研修計画があり、職員個々の名前が入れている。心理職は個人的に専門分野の研修を受けている職員もあるので「札幌南藻園個別研修計画票」に統合することを期待したいへの記載がない。法人本部の集合研修も計画的に実施されているが、外部研修が主な内容となっているので、「札幌南藻園個別研修計画票」に記載される内容は少ない。今後は、「札幌南藻園個別研修計画票」において、職員と面談の上、外部研修以外の教育・研修等を見直すことを期待したい。		
【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
「札幌南藻園個別研修計画票」と「自己申告書」により個々の職員のキャリアパス形成をはかり、教育・研修の機会を確保しようとしている。計画以外に、職員から参加したい研修の要望があれば聞き入れている。個別的なOJT（職場内研修）は実質的に行われているが、計画にあらわされていない。職員には、研修による自己研鑽の意欲がある。外部研修の機会は、勤務上、参加が限定されるため伝達研修等の工夫が期待される。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
2016年度は26名の実習生を受入れている。栄養士や保育士等の実習養成があり、共通の「実習生受入れマニュアル」は学生にわかりやすい児童養護施設に適した記載となっている。実習の担当職員を置き、期間中は多職種の職員の協力を得て実施されるが、実習生側の学ぶ姿勢に頼ることが多い。実習指導者研修の受講が望ましいが、実習目的に沿って、職員が積極的に関与するといった指導面での取組にも期待したい。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
母体は公益財団法人である。1987年からの財団法人から公益財団法人へ2013年に変更した際に運営の公正性は担保されている。2017年度にホームページが更新されたが、運営の透明性を確保するための情報公開としては、社会福祉法人に求められている閲覧対象書類（定款・事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・監事監査意見書・役員名簿・役員報酬規程等）と同様の公表が期待される。また、苦情の状況については、個人情報に配慮したうえでホームページにも公表することが望ましい。		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
公正かつ透明性の高い適正な経営と運営のために、法人本部より内部監査部署が設置され、定期に担当職員が訪れている。公益財団法人として、収益事業の他、全国において福祉施設を展開しており、施設単体での裁量ある会計運営処理に裁量の余地はない。このため内部監査は適正に実施されるが、経営改善には直接つながらず助言・指導まではない。単体施設として経営改善に結びつくような予算措置が期待される。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
園を開設しての50年来、地域との関わりを大切にしている。町内会活動に職員を派遣、町内会総会等の行事に会場を提供、園祭への招待等の様々な機会を捉えて子どもと地域の人々が交流できるようにしている。分園型地域小規模ケアのための建物建設に際しても、説明会を開き児童養護施設における子どもへの理解を求めている。設立時より、地域と子どもが関係できる取組を行っているため、事業計画にも地域との関わりを明確に謳い、職員の事業計画への理解も深めることを期待したい。		
【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
ボランティア受け入れ規定は2017年11月1日に見直され、基本姿勢は、子どもの生活と地域交流の充実を目的として記載している。ボランティア活動に際しては、事前に誓約書を交わし、活動は、種類別にファイルに記録されている。継続的に活動する団体や個人を受け入れてきたため、新規に始める場合のオリエンテーションにあたる書面までは準備していない。今後、新規に活動に加わるボランティアや思わぬ事故防止のために、実習生受入れのような具体的配慮事項をマニュアルに加えることを期待したい。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
社会資源リストはA4一枚に種別に表にされ事務所に置かれている。児童相談所と学校は主な連携先となるが、子どものケースに応じて関係する団体・機関と協力するようにしている。長期にわたる家庭復帰計画であれば、子どもの保護者の疾病に応じて病院ソーシャルワーカーとのやり取りとなる。また、保護者の疾病や障がい等の事情によっては、グループホーム等の制度活用を福祉事業所職員と協働している。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
園は、食堂や体育館を町内会や市民団体活動に場所を提供している。体育館は地域の避難所に指定されている。園には将来的に、地域子育て支援センターの構想があるが、設置されると、地域住民に向けた企画が事業計画の地域との関わりとして遡上にあがることが期待される。現状では、住民の高齢化が町内会でも話題になる地域福祉ニーズである。今後の地域還元性が高まる活動に期待したい。		

【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
地域の福祉ニーズは、主に町内会活動を通して把握している。高齢化により町内会役員の担い手不足があり、園の職員を派遣している。子どもは身近な社会である地域の町内会との関わりも重要と考えているので、園として地域に対する協力を惜しまないことを伝えてきた。これにより、設立50年来の地域住民との協力関係にある。しかし、地域の福祉ニーズを把握するための取組としての位置づけはなく、園が歴史的に実施していた地域活動に留まっている。このため、地域の福祉ニーズにもとづく公益的な活動としては未着手である。今後は事業計画にも明示して、計画的に取り組むことが望まれる。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結 果
-------------------------	--	-----------------

【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
理念は、養護理念としてパンフレットと処遇マニュアルに記載されており、毎年初年度の会議で周知している。しかし、理念に基づいた実践は職員個々の力量に頼っているため、専門職としての価値・倫理・技術が園として担保されていない。権利擁護についての計画的な研修は行われているが、その効果の検証が不十分なため、具体的な支援の向上につながっていない。職員が子どもを尊重した養育、支援を行っていくために、全セクションで共通理解できる取組を期待したい。		

【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
「処遇マニュアル」には、プライバシー保護について具体的に記載されている。子どもの要望を受け、トイレと洗面所に仕切り壁をつけて、排泄音が漏れないようしている。本園は築年数が旧く物理的にプライバシーの確保は難しいため、改築を予定している。分園では個室になっておりプライバシーは確保されている。プライバシー保護については、職員の常識に任されており、専門職としての養育・支援の実施には不十分である。今後、より良い実践のために、職員への研修による周知や実践力の向上に期待したい。		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
--	--	--

【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
入園前の子どもや保護者等には、主にホームページとパンフレットで情報を提供している。電話の問い合わせにも丁寧に対応しているが、提供している紙媒体の資料やホームページを更新する必要があると職員は感じている。パンフレットとホームページの画面は、どちらもルビや図・絵がないため、子どもにとってはわかりにくいものになっている。子どもが関心を持ち、見やすく読みやすい資料の工夫を期待したい。		

【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
入園時は「南藻園での約束ごと」という冊子を使って説明している。冊子には、写真・絵・図はなく、すべて文字で書かれており、子どもにとっては園での生活をイメージしにくい。また、入園時における、説明の日時、説明者、保護者の同意が明確になっていない。説明と同意の過程を明らかにすることは子どもや保護者等の権利擁護と自己決定にとって大切なことなので、改善されることを期待したい。		
【コメント】	③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
家庭支援専門相談員が児童相談所と連携して措置変更や地域・家庭への移行等の支援をしている。自立支援計画策定の際に、子どもと保護者の双方のアセスメントを重ねて繰り返し、課題がなくなった頃、子どもや保護者の意向を確認して家庭復帰へとむすびつけている。家庭復帰後は、要保護児童対策地域協議会とアフターケアにより継続的な支援となるように努めている。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結 果
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
日常生活で職員が個々に子どもの要望等を汲み取るようにしている。園の生活上のルールは児童会を通じて変更していたが、近年は児童会を開いておらず、子ども全体に対する満足度調査は行われていない。自立支援計画作成時に個別の面談があるが、子どもの満足度の向上を計れるほど時間をかけることはできていない。仕組みとして不十分であるので、早急に取り組むことが望まれる。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
本園と分園ともに意見箱を設置しており、毎週、内容を確認している。内容は苦情解決規定に従って処理している。苦情箱ではあるが意見・要望もあるので、内容が明らかに苦情の場合に第三者委員に案件として依頼している。子どもには、主に家庭支援専門相談員が結果を伝えており、苦情の公表としては、申し立てた子どもに配慮した形にして「園だより」に掲載している。尚、第三者委員の連絡先は「ふれあい室」内の壁にイラスト付き封筒で明示されているが、住所が施設所在地となっており第三者委員へ直接届かない。今後は、苦情解決の仕組みとしては、施設関係者以外の第三者委員に直接子どもが連絡できるように見直すことが望ましい。また、設置場所		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
子どもからの相談・意見は、日常生活の場面で子どもの担当職員以外でも受けている。相談時は、プライバシーが保てるように、主に居室を使用している。内容によっては、他の職員に伝えることの承諾を得て、宿直室や応接室などで話しを聞くこともある。相談・意見を個別に聞き取ることはできているが、相談したい時の方法や相談する相手を選択できることを子どもたちには十分に伝わっていない。意思表示が難しい子どもへの対応も不十分なので仕組みの見直しを期待したい。		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
子どもからの相談や意見を把握した際に、緊急性が高い場合は全体会議にかけ速やかに対応するが、通常は各セクションで完結する。苦情箱に入った内容は、苦情解決規定に則り行っているが、苦情・意見・要望等の振り分けが曖昧である。このため苦情以外の内容の処理過程が組織的対応としては不十分である。現在行われている子どもからの相談・意見・苦情の処理過程を見える化して、セクションの枠を払って検討することを期待したい。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結 果
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
ヒヤリハット及び事故報告は定められた書式に記載、提出している。ヒヤリハットの提出件数が少ないこともあり、集計と要因分析が行われていない。事故報告は、都度、会議で取り上げているが、養育・支援の向上につながる具体的、継続的な取組とまでにはなっていない。ヒヤリハットや事故発生リスク管理は、養育・支援の質の向上につながるものだけに、全体的な改善の取り組みに期待したい。		

【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
感染症予防の乾燥対策として、加湿器を幼児室と感染者の隔離静養室に置いている。予防接種履歴は母子手帳で確認して中央保健所で接種している。有料の予防接種については園が支出して受けさせている。子どもがインフルエンザに感染した場合の隔離室を設けている。また、トイレも別にすることで感染の拡大を防いでいる。ノロウイルス等に感染した場合の吐瀉物の処理方法、施設内の消毒方法、また感染流行時期の予防対策実施方法は、職員への教育も含めて今後の取組に期待したい。		
【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
園の体育館は札幌市の避難場所の指定を受けており、毎月、避難訓練を実施している。倉庫には白飯、保存飲料水、カンパン等の非常食を備蓄し、発電機も準備されている。職員の緊急連絡網を整備しているが、実際に利用した訓練はされていなく、非常時に持ち出さなければならない物品がリスト化されていない。そのため、それらを携行して避難する訓練もされていないことから、安全対策確保のための改善を期待したい。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
日々の養育・支援は、「デイリープログラム」を基本に行われている。分園は、「2017年度 支援手引書」を作成、子どもと職員別の日課表と「見回り点検表」により動いている。園における標準的な実施方法は、2017年に策定された「処遇マニュアル」によることになっている。「処遇マニュアル」は児童養護施設運営指針を抜粋したものである。運営指針は目指すべき養育・支援の文言であって、具体的な実践についての記載はない。このため職員個々の裁量による支援になっている傾向があり、権利擁護に関わる姿勢としてはリスクが高い状態になっている。現場の養育・支援を運営指針に沿ったものにしていくためにも、具体的実施方法を職員が優先順位が高いと思われる養育・支援から作成することを期待したい。		
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
分園は2017年度に作成した手順書を定期と都度の見直しが期待される。「処遇マニュアル」に替わる実践マニュアルを作成後は、分園と同様に定期と都度の見直しが期待される。デイリープログラムに関しても指導の狙いや留意点は、定期と都度の見直しが期待される。尚、標準的な実施方法は、ヒヤリハットや事故の分析、子どもたちからの意見・要望、相談記録、自立支援計画の目標達成状況等を総合的に勘案して、組織的に検討、改訂されていくことが望ましい。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
【コメント】	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
自立支援計画は、家庭支援専門相談員を核にして子どもの担当職員と共に作成される。計画作成時の流れとなるマニュアルや記載要領等はない。自立支援計画作成後は子どもの担当職員がセクション会議で報告して確認されている。会議においては、複数の職員や多職種による客観的なアセスメントにはなっていない。多職種による協議では、日常生活の中で見落とししている情報や専門的助言も得られる。アセスメントから自立支援計画作成に至る体制の見直しを期待したい。		
【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
年2回の定期的自立支援計画の見直し時期があるが、この手順を定めた文書や様式はない。評価・見直し時には、目標が達成されていない場合や変更した時点の分析、検証を複数の職員や職種で行うことが必要である。この際に、自立支援計画に沿って養育支援が十分に実践できていたか等の見直しが図れる。同様に、個別の子どもの課題が他の子どもの養育・支援での標準的な実施方法に反映できるものなのかの見直しも図られる。また、子どもの意向確認や同意といった本人の自立支援計画に対する評価がない。自立支援計画にある目標達成については、子どもの担当職員のみで結果を評価している。これらのことから、自立支援計画作成時と同様に組織的な体制を見直すことを期待したい。		

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
子どもに関する養育・支援の実施状況の記録のために、2016年10月、本園と分園とで、LAN（構内ネットワーク）によってシステム化された。日々の養護記録、通院記録、家庭訪問、アフターケア記録等は、職員で共有されている。しかし、自立支援計画はシステムに組み入れられていないため、目標に対する進捗状況は、子どもの担当職員のみでの把握に留まっている。また、ケース会議の記録は、複数の子どもが会議録に綴られており、一人ひとりの子どもの支援状況を一連の流れとしては確認しづらいものになっている。職員間での情報共有としては不十分である。		
【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
本園と分園共に、個人情報保護規定、特定個人情報の取扱いについて定められている。この他、ホームページやパンフレットに掲載する写真及び児童福祉施設における著作権侵害問題等の個人情報の取扱いについては細心の注意を行っている。職員はLAN（構内ネットワーク）使用のためにID（身分証明）番号が割り当てられている。また、USBメモリ等の記憶装置機器の使用は禁止されている。		

内容評価基準（41項目） A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結 果
【コメント】	① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
日々の養育・支援の振り返りとして、各セクション会議で子どもたちのことを話し合っている。しかし、園としての理念、行動規範等に支えられての実践には十分につなげていない。昨年の2017年11月に「処遇マニュアル」を策定しているが具体的な実践マニュアルではないため、職員間に浸透していない。個々の職員の力量、判断に任されているところが大きいため、仕組みとして十分なものとなっていない。園として、子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通理解できる仕組み作りとその実践に期待したい。		
【コメント】	② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況については、個々のケースに応じて慎重に対応している。出生について子どもから質問があった場合は、セクション会議・ケア会議を経て児童相談所とも話し合い、誰がどのように伝えるか、またフォロー体制も含めて決定している。子どもの年齢や発達段階を考慮して少しずつ伝えたり、時には家族・児童相談所から伝える場合もある。事実を伝える前後は、子どもの変容を把握し、養護記録で職員共有している。		
(2) 権利についての説明		
【コメント】	① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	c
権利については、「他の子のモノを触らない」というところから伝えているが、子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明するための取組は確認できない。過去に「権利ノート」を使用して説明した年度もあったが、現在は行っていない。また、日常的な子どもとの関わりの中で、権利についての説明は、職員個々に委ねられている。昨年より小規模グループケアが開設されている分園では個室化され、プライベート空間の保障、共有物から個人所有へと少しずつ切り替わってきているが、本園は物理的制限もある。しかし権利は子どもの様々な生活上に生じる何物にも代えがたいものであるから、肯定感を育んでいくためにも年齢に応じた具体的な取組が望まれる。		
(3) 他者の尊重		
【コメント】	① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
様々な生活体験の場として、キャンプ等の行事のほか、釣り・サッカー・登山・マラソン等、子どもの意見を基にした多様なクラブ活動がある。クラブ活動では、異年齢の子どもが参加し、活動が続けていくことで仲間意識が形成されている。また、お祭り・運動会・相撲大会などの地域行事にも自由に参加して、他者との協力や自他の権利尊重などを学べる機会としている。子ども同士のトラブルの場合は子ども同士で解決できるように努めているが、職員個々の裁量に任されている部分が多い。子ども間で関係が修復できるように職員間で共通して実践できる技術の向上を期待したい。		

(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
【コメント】	職員個々は、行き過ぎた指導や不適切な関わりとならないように心にとめて、子どもと日々向かい合っている。体罰等の禁止・処分について、就業規程には明記されていない。管理規程の「職員の心得」には、体罰及びネグレクト等の不適切な関わりについて記載されているが、職員に十分な周知はされていない。また被措置児童等虐待対応の園内研修も昨年の2017年に行っているが、その効果の検証は十分ではない。職員の体罰禁止の意識向上や援助技術の習得を図る等の取組の他、早急な管理規程の整備が望まれる。	
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】	子どもに対する不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面として、幼児セクション会議では男性職員による女児のおむつ交換や着替え対応について話し合われた。また、学童セクション会議では子どもと職員の距離感について議論された。しかし職員の男女比率は園としての基本的な勤務上の課題でもあり、職員体制の問題にもなる。また、不適切な関わりについての計画的で継続的な研修とその効果と評価がないため、職員と子どもに対して「どんなことが不適切な関わりであるか」の周知徹底が不十分である。被虐待経験により職員との間で関係を築くことの困難さを抱えている子どもも少なくないことから、一層の具体的な取り組みが期待される。	
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
【コメント】	法人の規定類には内部通報取扱がある。しかし、被措置児童等虐待の届出・通告に対応するために、全職員に対して通告義務があることと職務上不利益を受けないことの周知が不十分である。また、子ども自身が直接に、市町村・児童相談所・児童委員等に通告できることを周知していない。園として早急に対応することが望まれる。	
(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】	子どもや保護者等の思想や信教の自由について保障するために個別の配慮に努めている。特定の宗教を信仰している家族の希望から、神社への初詣を自由参加にした。また、禁止する食材がある宗教の子どもの食事も対応し、学校給食への情報提供も行うなど、思想や信教の自由を保障している。	
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
【コメント】	子どもの入園時の不安を少しでも軽減するために、担当職員が事前に児童相談所で子どもと面会をして園の説明をしている。乳児院からの入園は、事前に子どもと児童相談所の職員が園へ見学に来ている。入園当日は、手作りのウェルカムボードが準備され、職員が玄関で迎える、夕食時を利用して在園の子どもへ紹介する、また同室になる子どもには事前に伝える等で不安軽減に努めている。分離に対する子どもの不安にどの職員でも質の高い対応できるように、「受け入れマニュアル」の策定に期待したい。	
②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】	生活改善への子どもの意向の尊重については、児童会を不定期に開きルールの変更等を議題にしていたが、2017年は一度も開かれていない。子どもの意見や要望は自立支援計画作成時の他、日常的に聴き、セクションごとに対応している。しかし、子どもたちは権利の主体者であるので、子どもと共に考えて積極的に取り組むことを期待したい。	

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
【コメント】	子どもの余暇活動として、テレビ、インターネット等はルールに則り自由に使えるようになっている。地域のスポーツ少年団、野球クラブ等への参加希望は多いが、小学生は措置費の関係で活用できない。また学習塾の利用は中学生のみと決められている。ピアノや絵画の習い事への希望はボランティアの協力を得て、また地域の運動会やマラソン大会へは子どもの希望に沿って参加している。しかし園の大きな行事になると参加が強制となり、子どもには選択肢がなくなる。行事参加を選択制にすることを職員が検討しているので、子どもが主体的に考えて生活する支援の一環として今後に期待したい。	
②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
【コメント】	金銭の管理や使い方など経済観念を身につける支援として、小遣いの管理をその機会としている。学年ごとに金額を決め、小遣い帳の記載を指導している。用途先は中学生までは職員が管理しているが、高校生以上は自己管理となっている。就職や進学で卒園する子どもへは自立にかかる経費、生活費を伝えているが、担当職員の生活歴や経験によって差がある。リービングケアを見据えて早期に経済観念を習得させていくためにも、よく子どもたちと話し合い少しでも早い年齢から金銭感覚が身につくように支援することを期待したい。	
(8) 継続性とアフターケア		
①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
【コメント】	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるように、家庭支援専門相談員が入園から家庭復帰までの一貫した役割を担っている。家庭復帰後の窓口は家庭支援専門相談員で、復帰後4年は支援することを業務遂行計画に記載しており、養護記録にも経過が記載されている。	
②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
【コメント】	措置延長については、高校卒業後に経済的に自立可能となるまで1年措置延長した例がある。措置継続や措置延長には、進学や就職後でも不安定な生活が予想される場合や、学校中退の場合等で継続的な支援が必要な場合、障がい等で継続的な支援が必要な場合等が想定される。今後の積極的な活用と運用のためには、対象となる子どもができる限り公平な社会へのスタートが切れるように仕組として、措置継続及び措置延長についての要綱等を策定することを期待したい。	
③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】	退園後の支援は家庭支援専門相談員が継続的な支援を行っている。リービングケアの具体的な準備は高校2年から始めている。進学の場合は必要な貯蓄額、使える社会資源、また家庭から支援が期待できるかどうか等を担当職員が確認している。履歴書の志望動機欄の記載をアドバイスしたり、ATM機まで同行して操作を教えているが、炊事、ゴミ出し等の生活スキルの習得は、本園で経験できず何らかの工夫が必要になっている。退園後の子どもが安定した社会生活を送れるように、これまでのリービングケアの内容を整理して伝えることを期待したい。	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b
【コメント】	一人ひとりの子どもを理解するために、職員は、担当以外の子どもの記録も読むことになっている。会議では、感情表現や行動に課題のある子どもの担当職員から送りがり、全体共有するようにしている。子どもの受け止め方や態度に関して共通認識のスキルは特に設けていないが、個々の子どもやケースで臨機応変に対応している。ケア会議に心理職が同席して個別ケースの説明を聞くなど、心理的課題にも目を向けた理解を深めようとしている。これらの取組がより機能するように、子どもの受容に関する技術面で職員間の差が少なくなるように研修等に取り組むことが期待される。	

【コメント】	② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
分園では比較的個別対応ができるが、本園では日課に追われがちである。子どもの要望を個別に職員が対応する場合は、子どもに理由を十分に説明して行っている。より家庭的養護を目指すと、特に幼児には愛着形成のためにも個別対応の必要性を職員は感じている。職員の体制見直しなどの工夫により、日常生活において子どもと職員が共に過ごす時間が満たされるように期待したい。		
【コメント】	③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
職員配置上、朝は登校、登園までの準備に慌ただしい。また、下校時間以降は、宿題や自主学习などを個別に職員が子どもの行動を促すが、十分に手をかけることができないと職員は感じている。複数の子どもが、職員から注意を受けており、根気よく子どもを指導する職員の姿が見られ、必要以上の行動制止や指示はない。個々の子どもが成長の過程で獲得する学びを待つ姿勢を常に持ち続けるのは難しいが、日々の日課に追われがちであっても、子どもの判断と行動を保障する更なる支援力に期待したい。		
【コメント】	④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
子どもの年齢や発達に応じて、幼稚園や特別支援学校に通わせている他、児童発達支援事業所の訪問指導を活用している。これまでに、保育指針を参照して試行錯誤してプログラム化しているところである。発達支援事業所の職員により、月2回の助言指導を受けて保育の参考としている。学齢児童の学習面では、分園での個室や静かな環境は整ったが、本体施設では今後の改装による整備を待っている。継続したボランティア活動として絵画や学習の指導を子どもが受けている。		
【コメント】	⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
幼児の居室では、「きれいにできたらシール」をカレンダーに貼り、子どものモチベーションアップを図って整理整頓ができるように工夫している。本園内のルールは、壁に貼り並べてあり、必要がなくなれば剥がすことになっている。分園にもA4用紙1枚のルールが貼られている。どちらも文章だけであるが、子どもと職員相互の確認にもなっている。内容によっては文章を読むのが難しい子ども向けに、一目でわかるイラストや図解をして食堂に掲示している。社会常識や社会規範、生活技術の習得は子どもの年齢が低い頃から始まっているため、リビングケアの意識も持って取り組むことにも期待したい。		
(2) 食生活		
【コメント】	① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
本園の食堂では、職員が子どもの会話に耳を傾け、学校や部活のスケジュールを確認したり、クラスの友達とのかを聞いたり等して、楽しみながらのコミュニケーションの場となっている。月に一回、誕生会を開き、子どもたちで鍋を囲んだり、自分で手巻き寿司にする等、作って食べて楽しむ機会を設けている。分園では、対面キッチンで調理する職員を子どもが手伝ったり、テーブルでの会話の距離感も近く、より家庭的な団らんの雰囲気となっている。		
【コメント】	② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
本園では、三点盛りのおかずを毎食写真に収め、閲覧できる写真帳からリクエストを受けて「〇〇さんリクエスト」として提供することがある。嗜好調査は年2回、幼児と学童に分けて行われている。お弁当のおかずをきれいに盛り付けして欲しい等の要望に応じている。本園、分園ともに偏食の子どもは多いため、食べられない食材や嫌いな総菜を職員が個別に把握して、声を掛けている。食卓では、食べられなかったものが少しでも食べられたら褒めて、好き嫌いの改善になるように支援している。栄養士は子どもの偏食も考慮して、食べやすくなるように献立や盛り付け等の工夫している。		
【コメント】	③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
子どもの発達段階と嗜好を踏まえて、日々の献立表が掲示されている。季節の旬の食べ物、季節の料理などの情報も掲示されている。食前の準備には、小学3年以上の児童がお手伝い当番を行っている。食後の片づけは子どもたちがそれぞれが率先して、調理場の台に食器を分けている。子どもが調理する機会としては、直近ではバレンタインデーチョコ作りが好評だった。入所前の事情により、普通の食習慣が身につけていない場合もあり、食事マナーを習得できるように職員の声掛け等の働きかけが行われている。食育の一環で「残さないで食べるキャンペーン」を実施して、食品廃棄と世界規模での飢餓の問題を啓発するなど、子どもに考える機会を設けた。		

(3) 衣生活	
①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
【コメント】	a
職員は、衣服が清潔であるか、季節に応じた装いなのか、成長している身体に小さくなっていないかを確認している。TP0等の必要に応じて、一人ひとりの子どもに対して声掛けを行っている。職員は年2回の衣服の購入の際に、予算内で欲しい服の選択等の相談に応じている。購入後は自己表現の機会にもなるため、子ども自身で衣服を選択できるように支援している。	
(4) 住生活	
①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。
【コメント】	a
本園、分園共に共有スペースは清掃が行きとどいている。分園では、一般的な家庭としての雰囲気を大切にしているので、消火器が目立たないように木目調の囲いを被せている。本体施設では、手洗いとトイレが背中合わせに設置されている箇所には、トイレ使用中のプライバシーのために間に仕切りとなる壁を設けた。また、洗面所にシャンプードレッサーを設けるなど、子どもの日常生活での要望に応じている。女子学童のリビングルームはテレビとソファが置かれて広々としている。	
②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。
【コメント】	a
分園では、対面キッチン前の食卓テーブルとテレビ画面前に配したソファセットの他に、畳の部屋もあり、2階は子どもの個室となっている。分園も本園の職員も、支援にあたっては家族のように、常に声掛けを行い、いつも見ているよと、「自分が大切にされている」と子どもが感じ取れるように心がけている。本園では、幼児の居室の他、食堂やカーテンで仕切られたソファのあるスペースを設けて、複数の子どもがテレビを見たり、ゲームをして過ごしている。本園においては、プライベートスペースの確保は難しいが、家具の配置は子ども個々の考えや要望で工夫している。ベットの上が個々のプライベートな場所なので、他の子どものベットには入らないルールを徹底している。プライバシースペース確保には限られた空間であっても、夕食後、就寝までの時間を子ども同士で集うことにも安心を感じられる配慮している。	
(5) 健康と安全	
①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。
【コメント】	b
職員は、子どもが事故に会わないように交通ルール等を日々声掛けしている。自転車の使用に関するルール等も子ども全体に話してから、掲示している。ルールの掲示物は職員や子どもたちにとって、決まり事の見直しや確認に使われている。食堂内には低学年の子どもでもわかりやすいように、かわいいイラストで「手洗いパラパラ」を掲示して手洗いが習慣となるようにしている。子どもの発達段階に応じて支援に努めているが、施設外の危険なモノ・場所・不審者への対応等はセクション間で十分共有して取り組むことにも期待したい。	
②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。
【コメント】	a
自立支援計画において、子ども一人ひとりの健康状態の管理を行い、職員間で情報を共有して医療機関への受診につなげている。施設できる宿直室で薬の管理を行っている。子どもたちの健康管理は、保健衛生管理担当者が行っている。アレルギーのある子どもには、栄養士と職員が情報を共有して連携のうえ対応している。心理や情緒面の健康に関しては、職員が心理職に相談し、心理療法の再開や医療機関の受診につなげている。通院には職員が付き添うことが多く、病院を嫌う子どもが安心して行けるように接している。	
(6) 性に関する教育	
①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
【コメント】	c
子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てられるように、性についての正しい知識を得るために、職員は研修に参加している。学んだことは職員全体で共有するようにしている。子どもの年齢や発達に応じて指導できるように取り組み始めたところで、性教育カリキュラムとしては未だない。子どもへの性に関する学習の場面を設けておらず、事案が起こるとその都度対応し、トラブルを回避している現状がある。子どもに対して、性について正しい知識を得る機会を設ける段階にあるので、今後期待したい。	

(7) 自己領域の確保		
【コメント】	① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
共有するシャンプーや柔軟仕上げ剤等の日用品は、購入時に子どもから希望を聞き、要望に添うようにしている。自分の好みで選択した日用品は丁寧に使用している。自室で使用するマグカップ以外は、共用の食器を使用している。子ども個人の所有物には、記名やイニシャルなど付けて紛失を防いでいる。自己所有と共用物から子どもの自他の境界線を考慮した支援には困難を感じているが、自己評価時に、視覚的アプローチ等のヒントが出ているので今後期待したい。		
【コメント】	② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
デジタルフォトフレームでイベントにおける子どもの様子をみることができる。園全体の写真を記録して、パソコンに保存管理している。卒園者にはパソコンのデータから写真を選択して、アルバムに収めて記念に渡すようにしている。イベントごとに写真や動画を撮影しており、子ども全員を対象とした自由に見られるアルバムを廊下のフリーボックスに置いている。アルバムの整理時には、子どもと職員が共に成長の過程を振り返る時間を持		
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
【コメント】	① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
施設構造的にクールダウンする部屋を用意できないが、浴室等の使用していないスペースを活用している。行動等に課題のある子どもに関しては、特に児童相談所や医療機関と連携することになっている。不適切な行動があった場合は、記録を全職員が読み、会議でも取り上げられる。情報は共有されるが具体的な対応として職員個々の援助技術まで高められることが望ましい。担当セクションを超えた技術習得も兼ねて、子どもの成長に合わせて幼児から学童へのセクションに職員を異動勤務する体制を始めたので、今後期待したい。		
【コメント】	② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
職員は子どもの範となる行動に努めている。幼児へのいじめとみられる場合は、職員が即時に介入して教え諭している。学童は、施設構造上、難しいと感じているが不穏な状況があれば、近くにいる子どもが職員を呼び、大事にならないように複数対応している。子どもは、「人権ノート」を児童相談所から持参して入園しているはずであるが、確認できていない。子どもが、お友達や自分を大切にすることを学べるツールとして「人権ノート」はイラスト付きでわかりやすい。園全体の取組として、子どもの人権を子どもと共に学ぶ機会の創出を期待したい。		
【コメント】	③ A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
保護者からの強引な引き取りの可能性は入所時のアセスメントと児童相談所からの情報提供を基本にして対応している。子どもを守るために学校とも連携して、登下校時にも厳重に警戒することとなっている。連携等の具体的な事項は、対象となる子どもの状況によって自動車による連れ去りの警戒等、様々である。このため新人職員は会議での具体的な周知の他、先輩職員から不明点をメモや質問で確認している。		
(9) 心理的ケア		
【コメント】	① A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
3名の心理士を配置し、心理療法の過程や見立ての記録を共有し、ケア会議にも出席して連携に努めている。しかし、子どもの担当職員とのケースマネジメントの頻度やケア会議での全職員を通じての子ども理解や十分な連携といった面では改善の余地が大きい。心理士も子どものケアに専門職として役立ちたいとの思いがある。他の職員も、心理的ケアを生活場面ではどうすればよいのかまでは迷いがある。心理療法以外の時間が大半を占める生活場面では、ケアワーカーがより良い支援を展開する大きな力となるので、心理的ケアを具体的支援につなげるための密接な連携が期待される。職員による、双方向での情報共有に留まらない連携が期待される。		

(10) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
【コメント】 以前は夕食後に中高生向けの学習プログラムを食堂で実施していた。分園では個室となったので自ずと机に向かう環境となり、本園の子どもからは静かな学習環境を願う声がある。現在、小規模化の計画があり、ハード面の整備は進行中である。小学生は帰園後に宿題かドリルを行うが、個別に学習指導するには職員数が不足である。基礎的な学力の回復が必要な子どもが多く、対応職員数と共に効果的な実施方法は模索中である。継続的な学習ボランティアの活用があり、試験前対策も行った。基礎学力の回復は、自己肯定感の向上にもつながる。現在、		
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
【コメント】 進学や就職の進路は、子どもが高校2年生位から担当職員と話し合っ決めていく。進学は新聞社が毎年発行する冊子を参照し、奨学金制度や学校、保護者の支援も得られるようにして判断材料を提示して自己決定ができるように支援している。子どもの進路に関して様々な情報提供があるが、担当する職員に負うことが多いため、基本的な情報の種類・量、提供の時期・方法などある程度決めておくことが期待される。		
③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】 在学中に、様々な資格取得できるように受験費用は園が支出している。卒園後に就職予定の子どもには、自立支援事業補助金を活用して運転免許を取得させている。また、子どもの性格や適性だけでなく、将来を見据えて、コミュニケーション力がつくようにアルバイトを奨励している。施設で生活するということは、子どもの社会経験がどうしても不足となりがちである。アルバイトに限らず、体験先で失敗しても職員が受け止めてくれる間に、子どもが多様な体験ができることを期待したい。		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】 家庭支援専門相談員を配置して、子どものケースにより養護主任や担当職員が相談に応じる体制をとっている。担当職員からは、成長の過程、園や学校の行事、小さなケガでも保護者へ連絡している。子どもが心理療法を受けることになったときは、保護者が理解できるように必要性と効果を伝えている。来園する保護者が比較的多く、改装する際は親子面談室や交流室を設ける案があり、職員は家族との関係性を子どもの養育・支援に活かそうとしている。		
(12) 親子関係の再構築支援		
①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 家庭支援専門相談員を中心に、子どもの担当職員、養護主任や各セクションのチーフが話し合い、短期から長期の計画で家族の再構築に向けて全体会議にかけている。長期計画の子どもには親子再構築のために「いずれお家に帰ったときに、」というよりも、「自分が将来自立したときのために、」と声をかけて、家に戻れなかったときの子どもの気持ちに備えている。面会や行事に訪れる保護者のために、改装する際は親子面談室や交流室を設ける案があり、短期から長期の家族再構築に対応しようとしている。		
(13) スーパービジョン体制		
①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
【コメント】 基幹的職員は配置され、セクション内での助言・指導がある。セクションを横断したケア会議の場では、子どもの最善の利益を目指して、相互に助言しあうといった関係性をもった展開が望まれる。研修計画が個々の職員について作成される中で、キャリアパスの仕組みに基幹的職員にスーパーバイザーを担う役割も盛り込まれることが望まれる。また、今回の第三者評価において、心理職からの自己評価が第三者的視点で得られたことは、支援の質向上に向けた大きな収穫である。本項目でも体制上の戦力となれば心強いので、今後期待したい。		